

第1章 計画の概要と理念

第1節 計画の概要

1 計画策定の背景

国民の健康増進の重要性が高まる中で、平成12年から「1次予防重視」、「個人の生活スタイルの改善を通じた健康増進」、「目標を定めた事業展開と効果評価」等の考えが取り入れられた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が策定され、国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、平成14年に健康増進法が公布・施行されました。平成20年には、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務づけられる等、これまでさまざまな法改正、取組が進められてきました。

保険者による特定健康診査等の各種保健事業の取組が行われる中、レセプト（診療報酬明細書）の電子化や国保データベース（KDB）システムの整備等が進み、保険者が健康・医療情報を活用して保健事業の評価や健康課題の分析等を行える環境が整えられました。そして、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト（診療報酬明細書）等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、平成26年には「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（以下「指針」という。）の改正が行われ、保険者は、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った保健事業を実施するための「データヘルス計画」を策定した上で、保健事業を行うこととなりました。

本市においても、この指針の改正に基づき、平成28年3月に「安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生活習慣病予防等の保健事業に取り組んできたところです。

この第1期計画の計画期間が平成29年度で終了するため、第1期計画の評価を踏まえ、データ分析等により新たに取り組む健康課題の把握、事業の優先順位の検討、事業実施のための協議を関係者と行い、「第2期安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）」を策定しました。

なお、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になることで保険財政の安定化が図られます。

一方、この保険運営に都道府県が加わった後も保健事業は引き続き各市町村が行います。また、市町村国民健康保険等が医療費適正化や健康づくりに取り組むことを促すための制度として「保険者努力支援制度」が開始されます。この制度では、特定健康診査の受診率等、保健事業の達成状況や取組状況も評価指標となっており、客観的な指標で評価され、その評価に応じて、公費が安城市国民健康保険に交付される仕組みであるため、保健事業等の評価が国民健康保険財政にも影響するものとなっています。

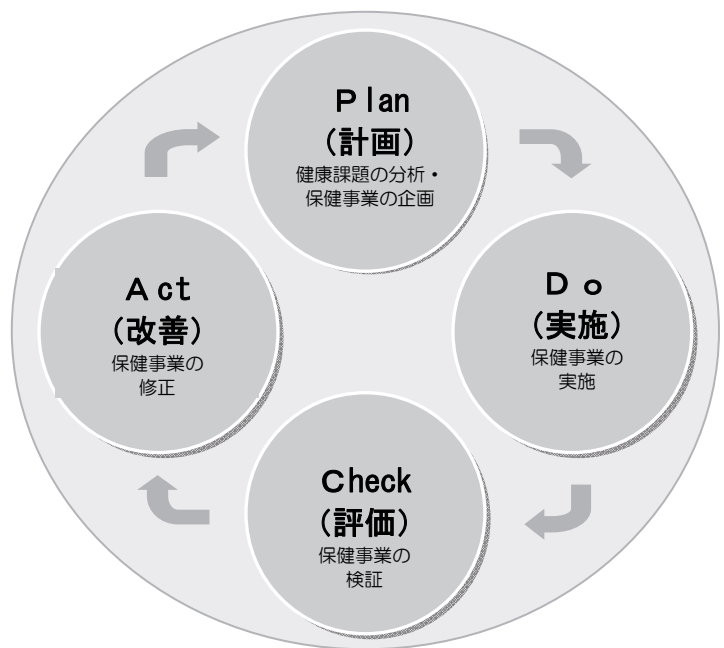
このような状況の中で、本計画により保健事業をP D C Aサイクルで運用し、評価・改善を行うことで各事業の効果的な実施を図ることが求められています。

2 計画の趣旨と関連計画

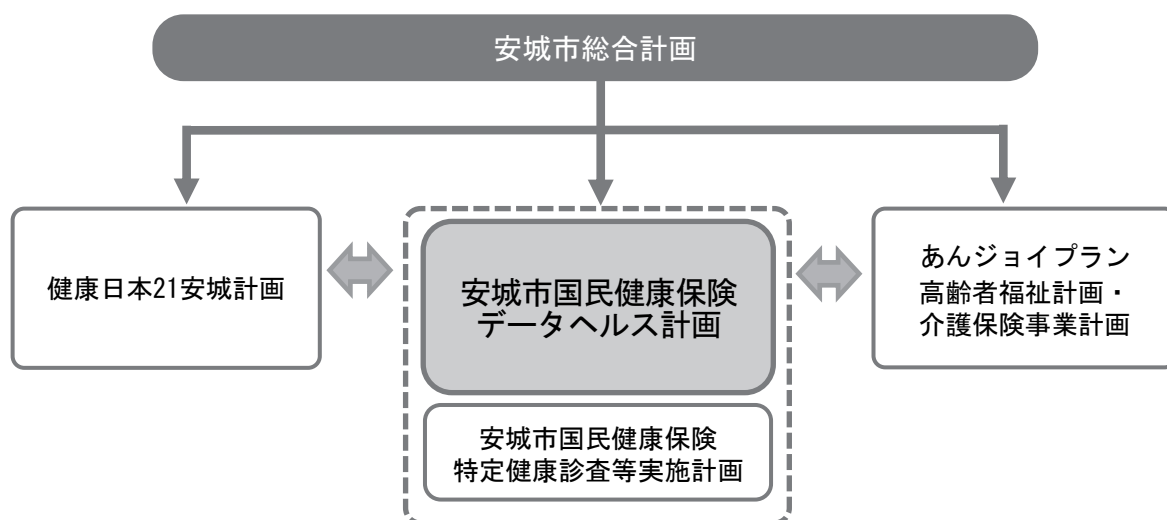
この計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づく保健事業の全体計画です。

被保険者の健康の保持・増進に資することを目的として、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等の結果やレセプト（診療報酬明細書）データ等の健康・医療情報を活用して、P D C Aサイクルに沿って運用していきます。

健康増進法に基づく基本的な方針である「第3期愛知県医療費適正化計画」を踏まえるとともに、本市の基本指針であり、重点戦略として「健幸都市推進プロジェクト」を掲げる「第8次安城市総合計画」の下、市の健康増進計画にあたる「第2



次健康日本21安城計画」、高齢者の健康づくり等の高齢者福祉の方針等を定めた「あんジョイプラン8」との整合性を図り、国民健康保険の保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めた「第3期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画」と一体的な計画として策定します。



3 計画の期間と評価

この計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間とします。

計画書に記載の各保健事業について毎年度、評価・改善を行うとともに、中間年度である2020年度には計画全体の評価を実施し、その結果及び状況の変化によって必要な場合は、中間見直しを行います。

計画名	2016 H28年度	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
安城市国民健康保険 データヘルス計画 (保健事業実施計画)	第1期計画 (平成28・29年)		第2期計画(平成30～2023年度)					
安城市国民健康保険 特定健康診査等実施計画	第2期計画 (平成25～29年)		第3期計画(平成30～2023年度)					
					中間評価			

4 計画の策定方法

この計画の策定にあたっては、関係者との協議、被保険者・医師等の専門家及び学識経験者等から成る安城市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の審議及びパブリックコメントを実施し、意見を反映しました。

また、第1期計画の評価及び第2期計画策定のための分析等については、愛知県国民健康保険団体連合会に設置された、専門家等から成る保健事業支援・評価委員会の支援を受け、本計画を策定しています。

5 分析に用いた主なデータ、報告書

- 「国保データベース（KDB）システム」国民健康保険中央会
- 「A I C u b e（アイキューブ）」愛知県国民健康保険連合会
- 「国保年金課のあらまし」安城市
- 「保健事業年報」安城市
- 「法定報告（特定健康診査・特定保健指導）」
- 「介護保険事業状況報告」厚生労働省
- 「地域包括ケア『見える化』システム」厚生労働省
- 「人口動態統計」厚生労働省
- 「愛知県衛生年報」愛知県
- 「医療費の地域差分析」厚生労働省
- 「医師・歯科医師・薬剤師調査」厚生労働省
- 「医療施設調査」厚生労働省

第2節 基本理念と計画の体系

1 基本理念

「健幸」と「安心」を支えあう みんなの「保健」

健幸

「健康」と「幸せ」には深い関係があり、多くの人が自分や家族がいつまでも健康で自立した生活を送ることを願っています。

安心

人は誰でも病気やけがをします。誰もが安心して医療サービスを受けられるための制度が国民健康保険です。

保健

医療保険者の果たすべき大切な役割の一つが被保険者の「健康」を「保つ」ことです。健康を保つことは医療費の適正化につながり、保険税など被保険者の負担も抑えることができます。

本市は、「健康であり、幸せでありたい」ことは市民に共通の願いであるとして、健幸都市の推進に取り組んでいます。

健康であるためには、被保険者自らが自分や家族の幸せのために「健康づくり」を実践し、病気を予防することが大切です。

病気を予防することは、被保険者の生活の質（QOL）を保つだけでなく、医療費の削減にもつながります。国民健康保険は、平成27年5月に成立した国民健康保険法等の一部改正により財政の安定化が図られました。しかし、医療の高度化・高齢化の進展等により国民医療費の増加が見込まれる状況において、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度を持続させるために、市国民健康保険も医療費の適正化に努めることが必要です。

これらのことから、被保険者の健康を維持・増進するとともに、安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険の被保険者に対して行う保健事業と市全体として行う保健事業等との連携を図りながら推進していきます。

2 計画の体系（基本方針・事業方針）

保険者には、被保険者の疾病等に関する給付を行うこと及び被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行う役割等があります。

そこで、基本理念と保険者の役割を踏まえ、2つの基本方針を定め、この基本方針の下、次の第2章及び第3章の分析で明らかにした健康課題を解決するための事業方針を定めます。

なお、健康課題と事業方針の関係については、第5章で整理します。

